

平成 23 年

# 宝達志水町議会会議録

第 5 回臨時会

平成23年11月28日 開会

平成23年11月28日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

議案第45号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成23年11月28日（月曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

11 番 金 田 之 治

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜  
書 記 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達  
副 町 長 中 谷 浩 之  
教 育 長 山 下 茂  
参 事 北 山 茂 夫  
総 務 課 長 太 田 永 作  
総務課担当課長 松 浦 敏 昭  
情報推進課長 高 下 良 博  
財 政 課 長 松 田 正 晴  
住 民 課 長 羽 多 良 英  
税 務 課 長 溝 口 和 夫  
環 境 安 全 課 長 粟 原 政 典

健康福祉課長(福祉担当)	林 谷 茂 和
健康福祉課長(保健担当)	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	藤 井 能 富 夫
会計課長	村 井 一 隆
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第45号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例について
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成23年第5回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、5番 宮本 満君、4番 柴田 捷君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、宝達志水町に司書資格を持つ学校図書館司書の導入を求める陳情書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、定期監査及び財政援助団体等に係る監査、並びに平成23年8月分、9月分及び10月分に関する例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町長提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、日程第4 議案第45号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成23年第5回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたしました案件、議案第45号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、今年度の人事院勧告に準拠したもので、主な内容としたしましては、民間給与の実態を反映し、月例給を引き下げる内容の人事院勧告に準じて、給料月額を平均0.2%引き下げる改定を行うほか、本年4月から改正条例施行までの較差相当分については、12月の期末手当で調整する措置を講ずるものであります。

このほか、給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止するとともに、平成24年4月1日以降に、若年、中堅層を中心とした昇給抑制の回復措置を講ずるものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎質 疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

#### ◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。

討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

○12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して、議案第45号 町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正案について反対討論を行います。

この改正案は、国の人事院勧告とそれに基づく県人事委員会の勧告を尊重して今議会に提出したとの説明がありました。この議案に対する反対理由を述べ、討論とします。

第1は、平成18年から昨年度にかけて実施してきました給与構造改革導入時の約束事、つまり給与水準が下がる職員を対象として支給されてきた減給保証が廃止されるということとあります。これにより、経験豊富な50歳代のベテラン職員が最も大きく不利益をこうむり、賃下げは40歳代までの広範囲に及びます。これは、ベテラン職員の生活実態を無視したものであり、人生設計をゆがめるものであります。これを一方的にほごにすることは社会的に許されない。加えて、他市町で職員の労働条件などを審議し、諮問する公平委員会もなく、町執行部の独断による賃下げは許されません。

第2に、今回の職員の賃金マイナス勧告は、他の職種の労働者との関係ではどうかということを見ていきますと、2011年の春闘の最終回答は、昨年比でほぼ同様のアップを行っております。つまり、民間労働者の平均給与額が3年ぶりにアップを行っております。県内の金融機関が調査した報告でも、平成23年夏のボーナス支給額は1人当たり前年比で2万1,000円増えています。町が従ってやまない県の人事委員会勧告の論拠は失われていると言っても過言ではありません。加えて、ラスパイレス指数が県内最下位の町職員の給与を道理もなく削減するのでしょうか。

最後に、町内経済の冷え込みが強まり、異常な円高で中小企業が苦しんでいるもとの、公務員の皆さんの賃金が引き下げられたらますます地域経済が疲弊し、税収の落ち込みを促進させます。公共サービスの充実を求める住民の願いにこたえることができる職場づくりを進め、何よりも職員が安心して働き続けられる賃金と労働条件に取り組むことが、能登沖地震、そして東日本大震災と福島原発災害の教訓ではないでしょうか。それを指摘し、反対討論とします。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決を行います。

議案第45号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第45号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第5回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時26分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 宮 本 満

署名議員 柴 田 捷